

特定小売供給約款以外の供給条件

(料金についての特別措置)

令和3年9月16日実施

北海道電力株式会社

20210913 資 第 1 号

認 可

令 和 3 年 9 月 16 日

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和2年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分、12月分、令和3年1月分、2月分、3月分、4月分、5月分および6月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年7月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年8月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年9月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年10月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年12月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和 3 年 8 月 23 日付け 20210816 資第 9 号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。